

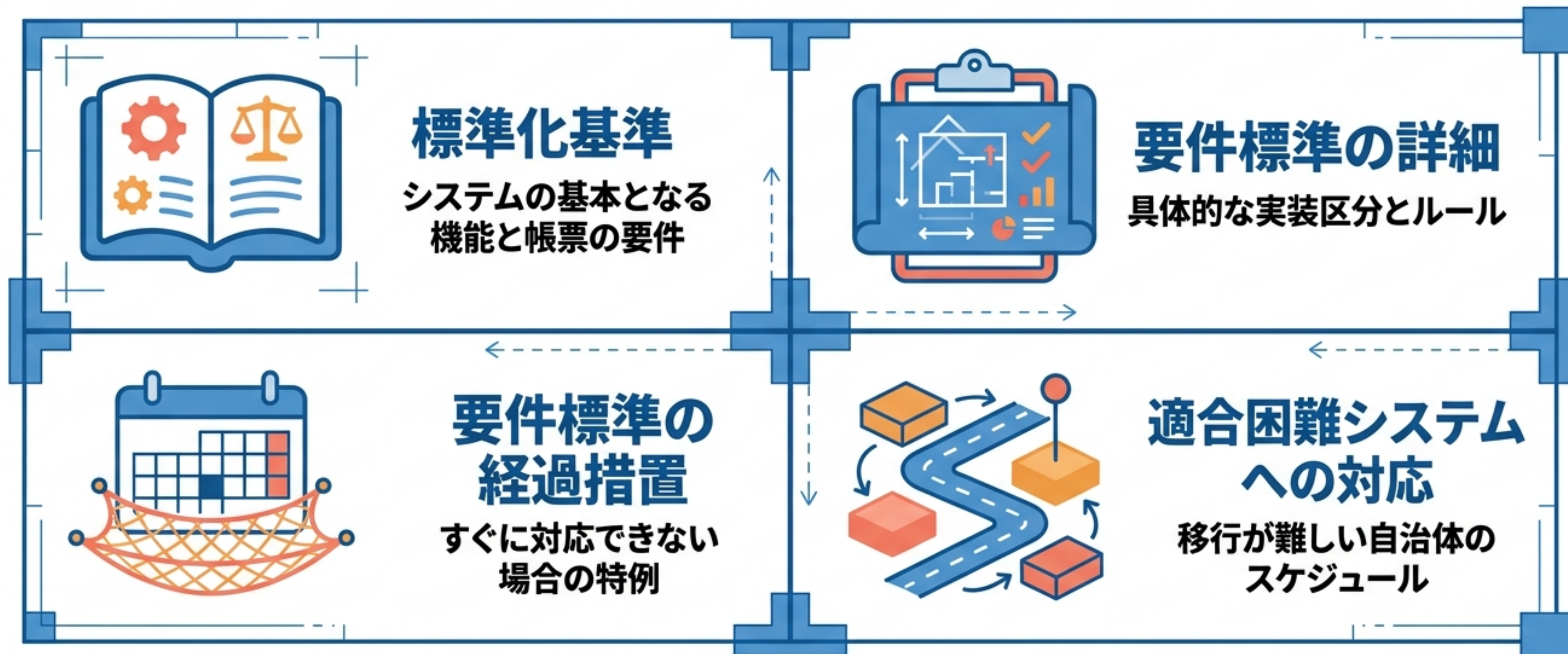
介護保険システムの 標準化に関する 新たな基準と方針

令和8年8月7日公布



本日公布された4つの重要法令

介護保険システムの標準化に向けて、以下の基準と経過措置が制定されました。



システム標準化の両輪：機能と帳票

標準化基準は、大きく2つの柱で構成されています。



機能要件の標準

- 資格管理
- 保険料賦課・徴収
- 給付管理

帳票要件の標準

- 法定帳票の統一
- 標準様式の出力

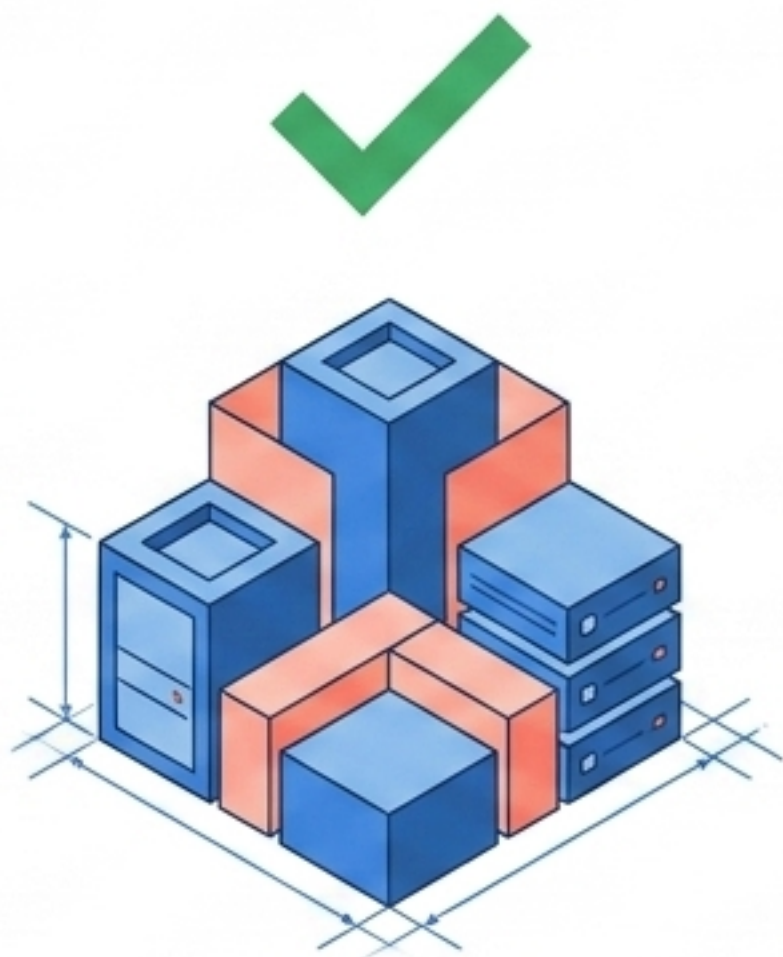
具体的な実装ルール

各要件に対して、3つの詳細事項が定められています。

		
	細目	基準を満たすための具体的な仕様。
	実装区分	「必須」「任意」「実装不可」の明確な振り分け。
	適合基準日	システムが基準を満たさなければならない期限。

独自機能の実装制限

標準化を確実にするため、定められた基準以外の機能実装は制限されます。



標準化基準内の機能
実装必須・任意



基準外の独自機能
実装してはならない

すぐに適合できない場合の特例

現行システムからの移行において、即時の適合や独自機能の削除が困難な場合に対する措置です。



- 標準要件への適合が困難なシステム
 - 禁止された独自機能が残存するシステム
- 適合基準日を「令和11年4月1日」に設定します。

移行が困難な自治体ごとのスケジュール

特に移行が難しいと認められた自治体には、個別の適用日が設定されています。



対象となる自治体ごとに、令和9年4月1日から令和13年4月1日までの間で、個別に適用日が定められています。

円滑な移行に向けて

本方針を十分御了知の上、運用に遺漏なきようお願いいたします。



各自治体・関係部署、システム提供事業者への
共有・周知徹底をお願いいたします。